

地震や台風等の災害対策に関する意見書の提出について

地震や台風等の災害対策に関する意見書を次のとおり提出する。

平成30年10月25日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣、
内閣府特命担当大臣（防災） 宛て

京 都 市 会 議 長 名

地震や台風等の災害対策に関する意見書

京都市においては、今夏、大阪北部地震、7月豪雨、そして、戦後最大の風速を観測した台風21号に相次いで襲われ、住宅の損壊、社会福祉施設、教育施設、スポーツ施設、世界遺産である二条城をはじめとした文化財の損壊等、市内各所で甚大な被害を受けた。

とりわけ、台風21号による被害では、暴風の影響による倒木等により、数万件に及ぶ大規模な停電が発生し、完全復旧まで最大17日間を要するなど、市民生活に大きな支障を来したところである。

本市では、地域団体や関係機関との連携と協働により、電気や上下水道といったライフラインの確保、倒木等により不通となっている道路の復旧、被災施設の修繕等に全力で取り組んでいるが、いまだ全ての市民が日常生活を取り戻すまでには至っておらず、国を挙げた支援を求めるものである。

よって国におかれては、下記のとおり、早期復旧・復興に向けて、緊急かつ特に重点的な支援に対する特段の配慮をするとともに、今後も想定される自然災害に備え、この度の災害を教訓とした災害対策の充実・強化を図るよう求める。

記

- 1 被災者生活再建支援法の適用について、同一自然災害においては、全ての被災区域を制度の適用対象とし、半壊及び一部損壊まで支援金の支給対象を拡大すること。
- 2 停電に関して、今後、同様の事態を生じさせないため、関西電力をはじめとした電力事業者に対し、この度の対応を踏まえた改善策を早急に取りまとめ、実行するよう指導すること。
- 3 本市の農林業の迅速な復旧に向けて、被災された農林家の負担の軽減のため、農業用パイプハウス等の補助対象基準の緩和や補助率のかさ上げ等、支援制度の拡充を図ること。
- 4 現在、国庫補助制度の対象外となっている倒木の撤去等に係る経費について、災害復旧事業の要件緩和や交付金の対象拡大等、支援制度の拡充を図るとともに、国有林に係る倒木処理及び植林等の早期実施に努めること。
- 5 文化財等の被害に対する復旧工事について、補助率のかさ上げ等、支援制度の拡充を図る

こと。

- 6 国庫補助制度の対象外となる，道路，河川，公園等の災害復旧事業や応急対応について，補助対象の採択基準の柔軟な適用・緩和等を図ること。
- 7 公共施設のブロック塀等の安全対策への財政支援制度を整備するとともに，民間所有のブロック塀等の安全対策について，各自治体を実施する助成制度に対する十分な支援制度を整備すること。
- 8 のり面対策，橋りょうの耐震補強，幅員狭小箇所解消等の災害に強い道路づくり，河道拡幅，排水ポンプの整備等の災害に強い河川の整備を強力に進めるため，道路・河川関係予算の増額を図ること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。